

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月1日から18年4月1日まで
申立期間のA事業所での標準報酬月額の記録が、実際の総支給額と相違しているため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した職員別年間台帳から、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対し、申立てどおりの報酬月額での届出を失念しており、また、申立期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 5 月まで

昭和 36 年 4 月に、婦人会長と知人の A さんとほか一人が自宅に来て、「ご主人は、厚生年金保険加入だから国民年金はどうでもいいですよ、任意だから。」と言われたが、「保険料も 100 円でいいなら、年を取ってからお小遣いが欲しいから加入させていただきます。」と言って加入した。

昭和 36 年 4 月から婦人会長宅に国民年金保険料を持って行って納付したのに申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入を勧められ昭和 36 年 4 月から任意加入し、国民年金保険料を婦人会長に納付していたと主張しているが、申立人が所持する 41 年 4 月 1 日発行の国民年金手帳には、資格取得日は 39 年 6 月 19 日、種別は任意と記載されており、B 市の記録及びオンライン記録と一致するとともに、申立期間は未加入であることから、保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人に国民年金の加入を勧めた A 氏は、申立人と同じく昭和 39 年 6 月に任意加入して国民年金保険料を納付していることがオンライン記録から確認できる上、A 氏の国民年金手帳記号番号も申立人と同時期に払い出されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入は、国民年金手帳に記載されているとおり同年 6 月 19 日であると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料（家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から49年3月まで

私は、結婚後しばらくして元義母が「年金をかけとらんだったので、全部かけてきた。」と言っていたことを記憶している。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後に、申立人の元義母が20歳以降の未納保険料を一括で支払った話をしていたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと主張している申立人の元義母は既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の元義母が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人の元義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者の証言も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 5 月 25 日まで
② 昭和 35 年 6 月 26 日から 36 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 5 月 25 日までの期間及び同年 6 月 26 日から 36 年 2 月 1 日までの期間に、A 県 B 市内にあった C 社に季節労働者として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険被保険者期間が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 県 B 市内にあった C 社に勤務し、D 業務を行っていたとしているが、C 社については、事業所番号等索引簿及びオンライン記録において記録が無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業・法人登記簿の記録も無い。

また、申立期間当時から現在まで、厚生年金保険適用事業所である A 県 E 市の「株式会社 C 社」に確認したところ、「当社は申立人が主張している業種とは異なる F 業であり、また、B 市内での業務は行っておらず、申立人は当社に勤務していない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間当時、C 社に勤務していた事業主及び事務担当者の名前を記憶しておらず、申立人から名前の挙がった同僚も特定できないため、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 593 (事案 190 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 20 日から 57 年 10 月 1 日まで

私は、A事業所に勤務していた期間ずっと同じ額の給料 18 万円をもらっていたのに、標準報酬月額が低くなっていることに納得がいかず、申立てを行ったが、記録訂正はできないとの回答だった。

今回、給料の支給額に関する同僚の証明書を新たに提出するので、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、保険料控除を確認できる給与明細書や所得税源泉徴収票等の資料は無いこと、当時の事務担当者によると、算定基礎届については、提出後に社会保険事務所(当時)から調査があり、関係帳簿との確認がなされていたので適正に事務処理がされていたこと、及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらず、同僚の証言も得ることができないことなどの理由から、当委員会の決定に基づく平成 21 年 5 月 20 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回新たに提出された給料の支給額に関する同僚の証明書及び証言により、申立期間における申立人の給与は、同僚に比べて高かったことは推認できるものの、これら証言等は申立人の給与額及び保険料控除額を確認できる具体性を有しているものではない。

また、申立人が名前を挙げた、当時の申立人の子の保育園の保育士からも、厚生年金保険料の控除額を確認できる証言及び周辺事情等は得られない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、A事業所に昭和 40 年 4 月 1 日から勤務したが、記録では厚生年金保険被保険者期間は同年 5 月 1 日からとなっている。申立期間に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所を所管するB事業所が提出した人事異動通知書及び人事記録から、申立人が、申立期間にA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について、確認できる資料が無いため不明と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料や証言を得ることはできない。

また、申立人と同時期に採用された同僚一人も申立人と同様に申立期間について、A事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得している事実を確認できない。

さらに、申立人は申立期間当時の給与明細書等を保管しておらず、ほかに、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与台帳等の関連資料は無い。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 2 月 28 日まで A 事業所 B 出張所に 2 年契約で勤務したが、申立期間について、厚生年金保険の記録が確認できないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した A 事業所における在職期間証明書により、申立人が申立期間において、A 事業所 B 出張所に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 事業所は、人事記録以外に当時の資料を保存しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない上、申立人と同様に昭和 43 年 4 月に A 事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得している 14 人（申立人が同時期に A 事業所 C 出張所に勤務していたと主張する同僚を含む。）すべてに 44 年 4 月以降の厚生年金保険の記録が確認できない。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、健康保険証の返納日が「4 月 8 日」と記載されていることから、A 事業所では、当時、オンライン記録どおりに申立人の厚生年金保険の資格喪失手続を行ったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 8 月 10 日まで

私は、昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 8 月 9 日まで A 事業所 B 出先に継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の記録が確認できないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した A 事業所における在職期間証明書により、申立人が申立期間において、A 事業所 B 出先に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 事業所は、人事記録以外に当時の資料を保存しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない上、申立人と同様に昭和 40 年 4 月に A 事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得している 9 人すべてに 41 年 4 月以降の厚生年金保険の記録が確認できない上、申立人が同様の業務内容で 40 年 10 月から A 事業所 B 出先に一緒に勤務していたと主張する同僚も 41 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、健康保険証の返納日が「4 月 19 日」と記載されていることから、A 事業所では、当時、オンライン記録どおりに申立人の厚生年金保険の資格喪失手続を行ったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。